○近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドライン

平成３０年３月３０日

告示第５４号

（趣旨）

第１条　このガイドラインは、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業実施要綱（平成２９年近江八幡市告示第８４―３号。以下「実施要綱」という。）第６条及び第７条の規定に基づき、近江八幡市ふるさと応援寄付推進事業の謝礼品請負事業者（以下「事業者」という。）及び謝礼品について当該事業者が遵守すべき事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平３１告示９・一部改正）

（事業者の要件及び登録等）

第２条　実施要綱に基づき事業者として登録することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1)　近江八幡市契約規則（平成２２年近江八幡市規則第６１号）第１８条第１項の規定により入札参加資格審査申請を行い、同条第２項の資格者名簿に登録されていること。

(2)　本社（本店）、支社（支店）、営業所又は事業所のいずれかを市内に有すること。ただし、第３条第１項第２号クからサまでの規定による謝礼品を取り扱う者は、この限りでない。

(3)　国税、都道府県税、近江八幡市税、各種市町村民税等の滞納がないこと。

(4)　自己若しくはその家族若しくは同居人又は自社若しくはその役員等が、次のいずれにも該当していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

ウ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直

接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　イからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）であること。

(6)　会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定による清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7)　第４項に規定する申請の日現在において、商品を半年以上近江八幡市内（以下「市内」という。）の事業所等で生産、加工又は店頭での販売を行った実績を有していること。ただし、第３条第１項第２号クからサまでの規定による謝礼品を取り扱う者は、この限りでない。

(8)　事業者及び事業者の扱う商品を紹介するためのホームページ（寄附者に誤解を招くおそれのある商号（屋号）及び商標を使用しないものに限る。）を所有していること。

２　事業者として登録しようとする者は、当該事業者に関するホームページに記載されている商号（屋号）と同一の名称をもって登録を行わなければならない。

３　事業者が製造元とならず販売元となる場合は、当該販売元となる事業者に加え、当該製造元となる事業者についても、このガイドラインに定める事項を適用するものとする。

４　事業者として登録しようとする者は、別に定める様式に必要書類を添え近江八幡市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

５　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

（平３１告示９・令元告示２２・令３告示５・令５告示３６・令６告示８２・令７告示５９・令８告示４０・令８告示２２８・一部改正）

（事業者の責務）

第２条の２　前条の規定により事業者として登録された者は、謝礼品の提供に当たり、市長と謝礼品の供給契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

２　事業者は、謝礼品の品質の確認、事業の実施体制の確認等のために市が実施する立入調査に応じなければならない。

３　事業者は、次条第１項第２号ウに規定するものを謝礼品として提供しようとする場合は、謝礼品の名称、市内で生じた価値の割合及び一般販売価格その他市長が必要と認める事項について、市長に証明書を提出しなければならない。

４　事業者は、次条第１項第２号サに規定するものを謝礼品として提供しようとする場合は、ふるさと納税制度における地域資源等の認定について（令和３年４月１日付け滋市振第３６１号）に規定する運用ルール（以下この項において「地域資源認定運用ルール」という。）を遵守することを誓約しなければならない。地域資源認定運用ルールに改正があった場合も、同様とする。

（令８告示４０・追加）

（謝礼品の要件）

第３条　実施要綱に基づき謝礼品として登録することができるものは、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　市の認知度又はイメージの向上に資すること。

イ　市の魅力を体感することができること又は地域活性化につながる要素を持つこと。

ウ　市と関連する物語性があること。

エ　市内の産業振興に資すること。

(2)　次のいずれかに該当するものであること。

ア　市内において生産されたもの

イ　市内において謝礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

ウ　市内において謝礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、滋賀県内において生産されたものを原材料とするものに限る。

エ　市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）

オ　市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の謝礼品等であることが明白なもの

カ　アからオまでに該当する謝礼品等と当該謝礼品等に付帯するものとを合せて提供するものであって、当該謝礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上であるもの

キ　市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるもの

ク　市内で宿泊又は宿泊を伴う旅行券及び観光サービス（市内の施設等のクーポン券等に限る。）

ケ　市が近隣の他の市町と共同でそれらの市町の区域内においてアからオまでのいずれかに該当するものを共通の謝礼品等とするもの

コ　滋賀県（以下「県」という。）が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内においてアからケまでのいずれかに該当するものを県及び当該市町の共通の謝礼品等とするもの

サ　県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ謝礼品等とするもの

(3)　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前号アからサまでのいずれかに該当する謝礼品等を提供することができなくなった場合において、当該謝礼品

等を代替するものとして提供すること。

(4)　謝礼品の安定した供給が見込めること。

２　謝礼品は、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業を優先的に考慮したものとし、他の自治体において提供されるものと同一であってはならない。

３　前２項の規定に関わらず、当該謝礼品が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３７条の２第２項に基づく指定を受けられなかった場合は、登録されないものとする。

（平３１告示９・令元告示２２・令２告示１７２・令４告示７１・令６告示８２・令７告示５９・令８告示４０・一部改正）

（品質管理）

第４条　事業者は、謝礼品の品質を保証しなければならない。この場合において、謝礼品を飲食物とするときは、当該謝礼品の品質に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　一定期間の賞味（消費）期限を有した謝礼品とすること。

(2)　食品表示法（平成２５年法律第７０号）に基づき、適正な表示を行うこと。

(3)　原産地等について、偽りなく表示を行うこと。

２　市長は、あらかじめ事業者へ伝えることなく謝礼品の品質に係る検査を行うことができる。

３　事業者は、前項の検査に際し、必要な資料の提出その他市長が求める事項について協力しなければならない。

４　市長は、第２項の検査において品質を欠くことが判明したときは、契約に基づき是正、取引の停止その他必要な措置を講ずることができる。

（令２告示１７２・令６告示８２・令８告示４０・一部改正）

（謝礼品の審査）

第５条　事業者は、謝礼品を登録しようとするときは、別に定める申請書に必要書類を添え市長に審査の申請をしなければならない。

２　謝礼品の審査は、一品毎に個別に申請しなければならない。

３　事業者は、謝礼品を飲食物とする場合は、審査のために、市へ当該飲食物を提供

しなければならない。

４　市長は、第１項の規定による申請があった場合は、別に定める審査会において、その謝礼品に関し個別に審査を行い、妥当性を判定するものとし、適当と認めたときは、別に定める様式により事業者に通知するものとする。

５　登録の申請ができる謝礼品の数（以下「登録申請数」という。）等は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、価格変更の登録申請については、この限りでない。

(1)　過去に事業者としての登録がある事業者　同一年度内に２０品までを限度とし、１回の審査にかかる登録申請数の上限は、あらかじめ市から通知するものとする。

(2)　過去に事業者としての登録がなく、新たに事業者として登録された事業者　事業者として登録された日の属する年度内に３０品までを限度とし、１回の審査にかかる登録申請数の上限は、あらかじめ市から通知するものとする。

６　過去に登録済の謝礼品を組み合わせる定期便についての登録申請数の上限は、年間５品までとする。

７　複数の事業者から同一の謝礼品の申請があった場合は、製造元を優先するものとする。

８　別に定める審査会において、適当と認められた謝礼品の価格の変更その他謝礼品の内容を変更しようとするときは、改めて登録の申請をしなければならない。

９　事業者は、謝礼品を発送する場合に限り、社会通念上妥当と認められる範囲において当該事業者のパンフレット等を同封することができる。この場合において、事業者は、同封するパンフレット等の内容について、事前に市長の承認を得なければならない。

１０　第４項の規定による審査の項目は、別に定める。

（令２告示１７２・令４告示７１・令７告示５９・一部改正）

（現地決済型謝礼品等に係る特例）

第５条の２　市長は、第３条第１項第２号キ又はクに該当する謝礼品であって、電子商品券、電子クーポン、現地決済型サービスその他これらに類する仕組みにより、

市内において提供される役務その他これに準ずるもの又は市内の施設等における観光サービスに利用できるもの（以下「現地決済型謝礼品等」という。）については、第２条第１項から第５項まで並びに前条第１項から第４項まで及び第８項の規定にかかわらず、当該仕組みを提供し、又は管理する者について、契約の相手方としての適格性及び次に掲げる事項を確認し、適当と認めるときは、当該者を事業者として登録し、当該現地決済型謝礼品等を一の謝礼品として登録することができる。

(1)　当該仕組みの内容及び管理体制

(2)　当該現地決済型謝礼品等を利用することができる店舗、施設その他の者（以下「利用可能店舗等」という。）の範囲及び管理方法

(3)　利用対象となる役務その他これに準ずるもの又は観光サービスの範囲

(4)　不適正な利用その他このガイドラインに反する利用が認められる場合の停止、除外その他の措置

(5)　その他市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の確認に当たっては、他の法令、条例、規則その他市の例規等に基づき、同一又は類似の事項について確認済みであると認めるときは、当該確認をもって同項の確認の一部に代えることができる。

３　第１項の現地決済型謝礼品等に係る利用可能店舗等であって、市と直接契約を締結しないものについては、第２条第４項の規定による申請を要しない。この場合において、市長は、当該仕組みを提供し、又は管理する者を通じて、利用可能店舗等の名称、所在地及び利用対象となる役務その他これに準ずるもの又は観光サービスの内容を確認するものとする。

４　第１項の現地決済型謝礼品等について、利用可能店舗等が当該謝礼品の利用に応じて役務その他これに準ずるもの又は観光サービスを提供することは、第１８条第１項に規定する第三者への委託又は請負に該当しないものとする。

５　現地決済型謝礼品等に係る利用可能店舗等の追加、削除又は変更については、当該現地決済型謝礼品等の同一性を失わせない範囲において、市長が別に定める方法により管理するものとし、前条第８項の規定による登録の申請を省略することができる。

６　市長は、現地決済型謝礼品等について、利用可能店舗等又は利用対象となる役務その他これに準ずるもの若しくは観光サービスが第３条第１項各号に定める要件を満たさないと認めるとき、又は満たさなくなる相当の理由があると認めるときは、当該利用可能店舗等又は当該役務その他これに準ずるもの若しくは観光サービスを利用対象から除外することができる。

７　現地決済型謝礼品等について、第９条、第１４条第１項又は第１６条の規定により難い事項があるときは、その性質に応じ、市長が別に定める方法によることができる。

（令８告示２２８・追加）

（事業者の登録の取消し及び謝礼品の受注の停止）

第６条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、契約に基づき、当該契約の解除、取引の停止その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、処分の標準例については、別に定める。

(1)　第２条第１項各号の要件に該当しなくなったとき。

(2)　第２条第４項の規定による申請に関し虚偽が判明したとき。

(3)　第５条の規定による申請又は前条第１項の規定により確認した内容と異なる謝礼品の提供を行っていると認められたとき。

(4)　第１３条の事業者連絡会議を欠席したとき。

(5)　第１４条の規定によるアンケート等の同封を怠っていると認められたとき。

(6)　第１８条各項の規定に違反したとき。

(7)　市又は謝礼品の信用を著しく失墜させたとき。

(8)　その他事業者として特に不適当と認められたとき。

(9)　このガイドラインに反する行為等をしたとき又は関係法令及び例規等に違反したとき。

(10)　第２条の２第１項の規定に基づき締結した契約の内容に違反し、又は履行できなかったとき。

（平３１告示９・令２告示１７２・令５告示３６・令６告示８２・令８告示４０・令８告示２２８・一部改正）

（連絡等）

第７条　事業者は、市及び寄附者からの連絡等のため、次に掲げる環境を備えなければならない。

(1)　メールの送受信環境

(2)　常時連絡可能な電話環境

(3)　常時連絡可能なFAX環境

(4)　パソコン（タブレット及びスマートフォンを除く。）を使用してのインターネット環境

２　事業者は、寄附者からメール、電話（不在着信等を含む。）、FAX等による連絡があった場合は、当日又は翌営業日以内に、当該寄附者へ回答しなければならない。

（令３告示５・令５告示３６・一部改正）

（許可等）

第８条　事業者は、飲食物を謝礼品として提供する場合は、滋賀県食品衛生基準条例（平成１２年滋賀県条例第５４号）その他の法令に基づき、保健所の許可等が必要なときは、必ず当該許可等を得なければならない。

２　事業者は、謝礼品が飲食物以外の物である場合において、当該謝礼品を扱うことにつき許可等が必要なときは、必ず当該許可等を得なければならない。

３　事業者は、前２項に掲げるもののほか必要な関係法令及び例規等を遵守しなければならない。

（謝礼品の配送）

第９条　事業者は、寄附者に対し、注文が発生してから２週間以内に謝礼品を発送しなければならないものとし、寄附者が謝礼品の到着日時を指定した場合は、原則として、その期日に到着するよう配送しなければならない。この場合において、発送が１５日以上遅れるとき及び注文が発生する前に発送するまでに１５日以上遅れることが判明したときは、あらかじめ寄附者（発送が遅れるときに限る。）及び市に連絡しなければならない。

２　事業者は、謝礼品の全国配送に対応しなければならない。

３　事業者は、原則として謝礼品の日時指定配送に対応するものとし、特に要冷蔵又

は要冷凍の謝礼品については、寄附者との連絡を密にしなければならない。

４　事業者は、発送した謝礼品の代金を、当該謝礼品を発送した月の翌月１０日までに市長に対し請求するものとする。

５　事業者は、寄附者に対し、その責において謝礼品の配送を完了すること。

６　事業者は、市が設置する出荷管理システムを使用して配送管理等を行わなければならない。この場合において、出荷管理システムに配送伝票番号を入力するときは、外部の送り状印刷システム等と連携してデータの取り込み等を行い、正確に処理しなければならない。

７　事業者は、登録を取り消された場合又は登録を辞退した場合であっても、登録の期間中に申込みがあった謝礼品については、責任を持って寄附者に当該謝礼品を配送しなければならない。

（平３１告示９・令２告示１７２・令３告示５・令５告示３６・令７告示５９・一部改正）

（寄附者への対応）

第１０条　事業者は、市が寄附者に対して市の信用を失墜させると判断した場合又はその恐れがあると判断した場合及び寄附者から謝礼品に関する問合せ、苦情等があった場合は、近江八幡市のイメージの向上を図り、及び信用を失墜させることがないよう、真摯に対応し、速やかに解決しなければならない。この場合において、謝礼品に起因する損害賠償、苦情対応等について、市は一切の責任を負わないものとする。

２　市からの寄附者への対応の指示及び寄附者からの謝礼品の品質又は遅配等の苦情により、謝礼品の回収若しくは再配送又は謝罪等を行った場合並びにその他の苦情等により代替品等による補償又は交換等を行った場合における近江八幡市のイメージの向上及び信頼の回復に係る全ての費用は、事業者の負担とする。

３　事業者は、寄附者から問合せ、苦情等があった場合は、その内容及び対応履歴を漏れなく記録しなければならない。この場合において、特に重要なものについては、別に定める報告様式及びメール又は電話にて、速やかに市長へ報告しなければならない。

４　事業者は、苦情等があった場合は、以後の苦情等が発生しないよう速やかに改善対策を行い、その対策を市へ報告しなければならない。

（令２告示１７２・令５告示３６・令６告示８２・一部改正）

（PL保険）

第１１条　事業者は、飲食物を謝礼品として提供する場合は、PL保険（生産物賠償責任保険をいう。）又は同等の賠償責任保険等に加入しなければならない。

（ホームページ）

第１２条　事業者は、原則として当該事業者のホームページ（以下「事業者ホームページ」という。）に、市の指定するふるさと応援寄附に係るホームページ等（以下「市指定ホームページ等」という。）へのリンクを掲載しなければならない。

２　事業者は、市指定ホームページ等から事業者ホームページへのリンクを承諾するものとする。

（令５告示３６・一部改正）

（事業者連絡会議）

第１３条　事業者の代表者は、ふるさと応援寄附事業推進のために市が不定期に開催する事業者連絡会議へ必ず出席しなければならない。ただし、代表者の参加が困難である場合は、代理の者を出席させるものとする。

２　事業者は、事業者連絡会議で知り得た情報を、市長の許可なく第三者へ漏らしてはならない。

（謝礼品アンケート等）

第１４条　事業者は、寄附者に送付する謝礼品に、市が提供するアンケート等を必ず同封しなければならない。

２　市長は、寄附者から返送のあったアンケートの記載事項について、事業者連絡会議等において事業者へ適宜情報提供を行うものとする。この場合において、事業者は、アンケート及びアンケートに記載されている情報を市長の許可なく外部に公開してはならない。

３　事業者は、アンケート等の結果により改善又は修正が必要であると認められる事項等が判明したときは、市長が別に指定する期日までに改善を行わなければならな

い。

（令２告示１７２・令５告示３６・一部改正）

（謝礼品の申込み等の停止）

第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該謝礼品の申込みを停止するものとする。

(1)　謝礼品の提供が困難となったとき又は在庫調整等により事業者から申出があったとき。

(2)　寄附者から謝礼品の申込みが３月間なかったとき。

(3)　当該謝礼品が、第３条第１項各号に定める要件を満たさないと認められるとき、又は満たさなくなる相当の理由があると市長が認めるとき。

（令２告示１７２・令８告示４０・一部改正）

（謝礼品の画像等の提出）

第１６条　事業者は、謝礼品の申請に当たっては、次に掲げる画像を提出しなければならない。

(1)　市のふるさと応援寄附に関連するホームページ等への掲載用の実物画像（寄附者が興味を持ち、魅力を感じ、及び品質が伝わるもの）

(2)　梱包時の荷姿画像

(3)　その他謝礼品に関連する画像（謝礼品の調理写真、店舗写真等）

２　事業者は、前項各号に掲げる内容を満たさず、謝礼品画像の取り直しが必要と市長が判断した場合は、Webサイト掲載、カタログ撮影等のために、市へ当該謝礼品を提供しなければならない。ただし、季節限定商品等であって、あらかじめ準備することができない謝礼品については、この限りでない。

３　市長は、事業者から提供された画像についてシティプロモーション及びふるさと応援寄附推進事業の範囲内において、自由に利用することができる。

（平３１告示９・令５告示３６・令６告示８２・一部改正）

（PR等への協力）

第１７条　事業者は、市が行うふるさと応援寄附のPR等を目的とした情報収集等に関し、速やかに協力しなければならない。

（再委託等の禁止）

第１８条　事業者は、謝礼品の提供等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　事業者は、謝礼品を提供する権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（平３１告示９・一部改正）

（個人情報の保護）

第１９条　事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき適正に取り扱うものとし、次に掲げる行為をしてはならない。事業者でなくなった後においても同様とする。

(1)　謝礼品の送付以外の目的で個人情報を使用する行為

(2)　個人情報の全部又は一部を複写し、若しくは複製し、又は加工して使用する行為

(3)　個人情報を第三者に漏らす行為

(4)　個人情報を取り扱う事務について、その一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わす行為

２　前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長がふるさと応援寄附推進事業の管理上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

３　前２項に定めるもののほか、寄附者に係る個人情報の管理、使用等に関し必要な事項については、市長の指示に従わなければならない。

（令２告示１７２・令５告示５７・令６告示８２・一部改正）

（優先調達）

第２０条　事業者は、謝礼品の生産及び加工並びに受発注等を行う場合において、事業に必要な物品等を購入しようとするときは、市ふるさと応援寄附推進事業の目的である地域活性化を促すため、優先的に近江八幡市内の事業者から調達するよう努めなければならない。

２　事業者は、前項の規定による優先調達の実績について、市長の求めに応じ報告しなければならない。

（収支報告）

第２１条　事業者は、ふるさと応援寄附推進事業に伴う売上げについては、事業者登録時の住所地において計上しなければならない。

（令２告示１７２・一部改正）

（損害賠償）

第２２条　市長は、事業者においてこのガイドラインに反する行為等があった場合は、当該行為に対し、契約に基づき必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該事業者は、当該行為等により発生した損害について、市及び寄附者へ賠償しなければならない。

２　各種法令等の改正、総務省の通知等に伴いふるさと応援寄附制度が改められたことにより、事業者に不利益又は損害が発生した場合において、市は、その責任の一切を負わないものとする。

（平３１告示９・令７告示５９・令８告示４０・一部改正）

（事務代行業者）

第２３条　市長は、ふるさと応援寄附推進事業の一部を事務代行業者に委託して行うことができる。この場合において、市長は、必要と認める事業者の情報を事務代行業者に提供することができるものとする。

２　前項の規定による委託を行う場合は、第４条、第１０条、第１６条及び第１９条中「市長」とあり、並びに第７条、第１０条、第１６条（第１項第１号を除く。）、第１７条及び第１９条中「市」とあるのは「事務代行業者」と読み替えるものとする。

（ふるさと応援寄附推進事業の終了時の損害等）

第２４条　ふるさと応援寄附推進事業を終了したときは、市は、事業者に不利益又は損害が発生した場合であっても、その責任の一切を負わないものとする。

（令２告示１７２・追加、令７告示５９・一部改正）

付　則

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（平成３１年告示第９号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付　則（令和元年告示第２２号）

このガイドラインは、令和元年６月１日から施行する。

付　則（令和２年告示第１７２号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（令和３年告示第５号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（令和４年告示第７１号）

このガイドラインは、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年告示第３６号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（令和５年告示第５７号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年告示第８２号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（令和７年告示第５９号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。

付　則（令和８年告示第４０号）

（施行期日）

１　このガイドラインは、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　このガイドラインの施行の日の前日までに、この告示による改正前の近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドラインの規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドラインの相当規定によりなされたものとみなす。

付　則（令和８年告示第２２８号）

このガイドラインは、告示の日から施行する。